

三豊市公私連携保育法人募集要項
(高瀬南部こども園(仮称))

令和8年7月

三豊市

1 公募の趣旨

三豊市立高瀬南部保育所（以下「保育所」という。）は、民間活力を活用した施設運営を行うため、平成 29 年 4 月から指定管理者制度による運営を行ってきましたが、令和 9 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了します。

また、近隣の麻・二ノ宮幼稚園では園児数の減少が進んでいることから、本市では、将来にわたり安定した教育・保育環境を確保するため、高瀬南部保育所と麻・二ノ宮幼稚園を再編し、保育所型認定こども園へ移行することとしました。

移行後は、児童福祉法その他関係法令に基づく公私連携保育法人制度を活用し、これまで培われてきた教育・保育の質や保護者との信頼関係、地域とのつながりを継承するとともに、民間事業者の創意工夫や柔軟な運営を活かし、持続可能で質の高い教育・保育を提供することを目的としています。

このため、本募集要項に基づき、公募型プロポーザル方式により、公私連携保育法人として保育所型認定こども園を運営する法人を募集します。

なお、応募に当たっては、本募集要項及び関係資料の内容を十分理解した上で申請してください。

2 施設の概要

(1) 施設の沿革

高瀬南部保育所は、施設の老朽化に伴い、定員 120 名の保育所として平成 29 年 3 月に建て替え、同年 4 月から指定管理者制度を導入し管理運営を行っています。

(2) 施設の概要

① 園舎の概要

施設名	三豊市立高瀬南部保育所
施設構造	鉄骨造、平屋建て
建築年月	平成 29 年 3 月
延床面積	1158.33㎡
諸室構成	保育室(0歳児～5歳児各1室)、職員室、調理室、遊戯室 トイレ
付属建物	倉庫棟 延床面積17.68㎡ 鉄骨造

② 土地の概要

所在地	三豊市高瀬町下麻653番地2外
面積	4,278㎡

③ 備品等

施設に付随する備品等については、施設備品台帳（別紙3）のとおりです。

備品台帳以外の備品については、公私連携保育法人に準備していただきます。

3 募集条件

公私連携型保育所型認定こども園を運営する公私連携保育法人の募集内容は、以下のとおりです。

(1) 募集施設

- ① 施設名 高瀬南部こども園（仮称）（公私連携型保育所型認定こども園）
- ② 所在地 三豊市高瀬町下麻 653 番地 2
- ③ 開園予定日 令和 9 年 4 月 1 日
- ④ 利用定員 120 名

(2) 財産の貸付条件

- ① 建物、土地及び備品は、公私連携保育法人に無償で貸与します。
- ② 貸与期間は 5 年間とし、期間満了後に更新する場合は、市と協議の上で決定します。

4 運営条件

別紙 2 「三豊市公私連携型保育所型認定こども園運営に係る諸条件」による。

5 申請資格

(1) 申請資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

- ① 申請書提出日現在、三豊市内において認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業を申請書提出日現在まで継続して 3 年以上運営していること。
- ② 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他関係法令を遵守していること。
- ③ 直近 3 事業年度において、継続的な施設運営に支障を及ぼすおそれがある債務超過又は経常的な赤字経営の状況にないこと。
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ⑤ 応募日時点において、国又は地方公共団体から指名停止その他これに準ずる措置を受けていないこと。
- ⑥ 過去 5 年間において、児童福祉施設又は教育・保育施設の運営に関し、重大な法令違反による行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 市が定める公私連携型保育法人としての運営方針に賛同し、現在の保育内容、地域との関わり及び保護者との信頼関係を継承・発展させる意思を有すること。
- ⑩ 選定後、市と公私連携協定を締結し、その内容を誠実に履行できること。
- ⑪ 市、現施設職員及びその他関係者と十分な引継ぎを実施し、円滑な保育所型認定こども園への移行に協力できること。

(2) 欠格事由

申請者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 本募集要項に定める申請資格又は申請条件等に適合しない内容で応募した場合

- ② 申請者、その代理人その他関係者が、選定に関して不当な要求又は働き掛けを行い、又は選考に関与する者若しくは市職員に対し、本件に関して個別に接触した場合
- ③ 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 申請書類の受付期限までに所定の書類が提出されなかった場合
- ⑤ その他、市長が選定に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったと認めた場合

6 申請の手続き

(1) 募集要項等の配布

配布期間：令和 8 年 7 月 29 日（水）～8 月 28 日（金）

配布場所：三豊市ホームページに掲載しています。必要な書類及び様式をダウンロードして使用してください。

(2) 現地見学会

日 時：令和 8 年 8 月 18 日（火）

場 所：三豊市立高瀬南部保育所（三豊市高瀬町下麻 653 番地 2）

事前申込：令和 8 年 8 月 10 日（月）までに、現地見学会参加申込書（様式 7 号）を保育幼稚園課へ電子メールにて提出してください。

注意事項：現地見学会は、1 法人ごとに実施します。

現地見学会は、1 法人につき 2 名以内の参加とします。

現地見学会の時間については、別途通知します。

現地見学会の参加は今回申請するうえで必須要件ではありません。

(3) 質問の受付

質 問：三豊市公私連携保育法人質問票（様式 8 号）により、保育幼稚園課へ電子メールにて送信してください。

受付期間：令和 8 年 7 月 29 日（水）～令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時

回答予定：令和 8 年 8 月 24 日（月）

回答方法：市ホームページに掲載。（質問者名は公表しない）

(4) 申請

申請者は、別紙 1「申請関係書類一覧」に掲げる書類を提出期限までに保育幼稚園課へ提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。追加書類の提出を求められた場合は、市が指定する期限までに提出してください。

提出期限：令和 8 年 9 月 4 日（金）

受付場所：三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市健康福祉部保育幼稚園課（市役所庁舎 3 階）

電話 （0875）73-3036

※土、日、祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

提出書類：別紙 1「申請関係書類一覧」に掲げる書類を、以下の事項に留意して作成し、上記期間中に電話で連絡の上、受付場所に直接持参してください。

※郵送、メールでの提出は受け付けません。

- ① 提出部数（正本１部、副本１０部）
- ② 書類については、両面印刷可とし、「申請関係書類一覧」の項目番号順にインデックスを貼り、A４ファイルに綴じて提出してください。
- ③ 三豊市公私連携保育法人指定申請書（様式第１号）履歴事項全部証明書、納税証明書、誓約書（様式６号）は原本を正本に添付し、副本にはコピーを添付してください。
- ④ 収支計画書（様式第４号）は応募法人が当該施設を適切かつ安定的に管理運営するために必要と見込む額を記載してください。
- ⑤ 内容点検により、記載内容が十分に確認できない場合等は、資料の追加や差し替えをお願いすることがあります。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、「申請辞退届」（様式９号）により保育幼稚園課に申し出てください。

提出期限：令和８年９月１０日（木）午後５時まで

提出方法：持参又は郵送（必着）

提出部数：原本１部

(6) その他

- ① 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。
- ② 提出書類等については、審査・選定後も返却はしません。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で選定に係る審査以外には利用しません。
- ④ 本市による指示以外で 書類 提出後の差替え及び追加・削除は認めません。
- ⑤ 企画提案書の提出は１者につき１案とします。

7 スケジュール

項 目	日 程
募集要項 配布期間	令和８年７月２９日（水）～８月２８日（金）
現地見学会	令和８年８月１８日（火）
質問受付	令和８年８月１９日（水）午後５時まで
質問に対する回答	令和８年８月２４日（月）
申請書 受付	令和８年８月 ３日（月）午前９時～ ９月 ４日（金）午後５時
プレゼンテーション審査	令和８年１０月 上旬
選定結果通知（公私連携型保育法人の選定）	令和８年１０月 中旬
協定の締結	令和８年１０月下旬
引継ぎ・共同保育（合同保育）	令和８年１１月～令和９年３月
公私連携保育法人による運営開始	令和９年４月１日（木）

※スケジュールに追加及び変更がある場合は、申請事業者へ随時お知らせします。

8 事業者の選定方法

(1) 候補者の選定について

候補者の選定は、条例に基づき設置する三豊市公私連携保育法人審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、市長が候補者を決定します。

(2) 選定基準、選定方法について

審査委員会において、提出された申請書類及びプレゼンテーションの内容を基に、次の評価項目に基づき、各委員 100 点満点で審査を行います。

候補者は、各委員の採点結果の平均点が 60 点以上の応募者のうち、最も高い評価を得た者とし、応募者が 1 者の場合においても同様とし、各委員の採点結果の平均点が 60 点以上である場合に候補者として選定します。

【公私連携保育法人としての適性】（55点）

- ① 施設運営……運営方針・理念の明確性及び公共性への理解
- ② 組織体制……組織の安定性、信頼性
- ③ 運営実績……保育・教育施設の運営実績及び運営能力
- ④ 保育・教育の内容……保育内容・教育方針
- ⑤ 職員体制……人員配置・研修体制

【管理運営計画の適性】（45点）

- ⑥ 管理運営……運営計画・財務の健全性
- ⑦ 地域連携……地域、保護者及び関係機関との連携
- ⑧ 安全・危機管理……安全対策及び危機管理体制
- ⑨ 公私連携に対する考え方・提案……公私連携の理念への理解及び自治体との協働
- ⑩ 情報公開……情報公開及び説明責任

(3) プレゼンテーション審査について

① 審査方法及び準備物について

申請者によるプレゼンテーションを行い、申請書類の内容と併せて総合的に判断する。プレゼンテーションは提出した事業計画書を基本として説明するものとするが、計画書内に記載している事項を補完するため、次項に記載する補足資料を作成し、説明するのも可能とする。

説明者は応募法人に所属する者 4 人以内とし、当日は所属を確認できる社員証又は名札を携帯すること。

なお、プレゼンテーション時間は、説明 15 分・質疑応答 15 分の計 30 分とする。

② 審査時の準備物について

独自に作成する補足資料については様式自由とし、パワーポイント等を使用した資料も認めることとする。ただし、申請時に、市が指定している事業計画書は必ず提出すること。事業計画書内に「補足資料有」等だけの記載とせず、独自資料は補完的資料として作成すること。

パワーポイントを使用して説明を行う場合は、事前に連絡の上、当日は申請者で使用するパソコン等機材を準備すること。なお、プロジェクターは市が準備する。

また、補足資料を作成する場合は、【10部】印刷し、申請書提出時に提出若しくは当日持ち込

むこと。

なお、プレゼンテーション終了後の追加資料の提出は認めません。ただし、市が求めた資料は除きます。

③ プレゼンテーション審査日

令和8年10月上旬（予定）

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は申請者に対し、書面により通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表とする。

9 公私連携協定の締結及び公私連携法人の指定等

(1) 公私連携保育法人の指定について

審査の結果、候補者と児童福祉法56条の8第2項及びその他の項目について協議し、合意に至った場合は、公私連携保育法人予定者とします。

第1位の候補者と協議が成立しない場合は、第2位の候補者と協議し、合意に至った場合は、公私連携保育法人予定者とします。

(2) 協定の締結について

児童福祉法第56条の8第2項に基づき、市と公私連携保育法人予定者との間で協定を作成し、締結します。

協定締結後、公私連携保育法人予定者を、児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育法人として指定するものとします。

(3) 協定の期間について

協定の締結期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

10 その他

- (1) 現地見学会の参加、申請書類の作成及び提出その他本件への応募に要する費用は、すべて申請者負担とします。
- (2) 提出された申請書類等は、三豊市情報公開条例に基づき取り扱います。
- (3) 公私連携保育法人として指定された法人は、市の承諾なしに本事業を廃止、又は休止することはできません。
- (4) 定めのない事項が発生した場合については、本市と事業者で協議して誠意をもって課題の解決を図ることとします。
- (5) 本募集要項に定める事項は、法令等の改正その他やむを得ない理由がある場合は、変更することがあります。この場合は、市ホームページ等により周知します。

11 問い合わせ先

香川県三豊市 健康福祉部保育幼稚園課

住 所 〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2 3 7 3 番地1

電 話 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 3 6

メール hoiku@city.mitoyo.lg.jp

市HP <https://www.city.mitoyo.lg.jp/>

申請関係書類一覧

項目番号	提出書類	様式等	備考
1	三豊市公私連携保育法人指定申請書	第 1 号	
2	法人概要書	第 2 号	
3	事業計画書	第 3 号	
4	収支計画書	第 4 号	
5	運営開始体制計画書	第 5 号	
6	誓約書	第 6 号	
7	履歴事項全部証明書	添付書類	発行後 3 か月以内のもの
8	定款（写）	添付書類	現行のもの
9	財務諸表（過去 3 年分）	添付書類	貸借対照表、損益計算書等
10	納税証明書	添付書類	国税、都道府県税及び市町村税

※ 提出書類は、正本 1 部、副本 10 部を提出してください。

※ 提出書類について、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※ 提出書類のうち、官公署が発行する証明書類は、発行後 3 か月以内のものを提出してください。

※ 提出書類は、原則として返却しません。